

令和3年 第3回 ふじみ野市農業委員会総会議事録							
招集日時	令和3年3月25日		開会場所	ふじみ野市役所5階 A501・A502会議室			
開会の日時 及び宣告者	開会	令和3年3月25日	午後1時30分	議長			
	閉会	令和3年3月25日	午後2時21分	議長			
議長	新井良司						
No.	氏名		出欠	No.	氏名		出欠
1	粕谷 雄一		出	10	有山 茂幸		出
2	久保田 清		欠	11	岸 勇		欠
3	駒井 一正		欠	12	高野 喜好		出
4	早川 英希		出	13	浅海 伊佐男		出
5	嶋田 利行		欠	14	新井 良司		出
6	鈴木 智之		欠	15	柳川 嗣於(最)		欠
7	富田 博明		出	16	塩野 和義(最)		欠
8	星野 秀雄		出	17	宮寺 康夫(最)		出
9	原田 宏美		欠				
出席者数		農業委員		定数	14名	出席者	8名
		農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者	1名
議事参与(説明者)				書記			
本橋 直人							
松田 薫樹							
飯塚 勝貴							
寒竹 由起子							

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和3年3月25日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和3年3月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所5階A501・502会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に1番・4番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3 報告第7号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件10件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第7号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4 報告第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件6件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第8号について終了します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第5 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。</p> <p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人はふじみ野市在住で、市内と川越市の農地を6,734㎡所有して農業経営を行っており、3条申請の5,000㎡以上の下限面積要件を満たしています。</p>
	事務局	

日程第 6	<p>議 長</p> <p>1 番委員</p> <p>議 長</p> <p>17 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>今回は受人の作付面積を増やして農業経営規模を拡大するための申請で、受人宅から申請地までは車で5分の距離です。</p> <p>受人はトラクター、コンバイン、田植え機、農業用トラック2台を所有しております。</p> <p>また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>3月11日に4番委員と事務局の4人で現地確認を行いました。</p> <p>きれいに耕運されており、特に問題は無いと思います。</p> <p>地元委員さん何かありますか。</p> <p>現地調査の報告通り、申請地は管理されており特に問題は無く、また、申請者は一生懸命、農業を経営されている方です。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第9号の案件につきましては原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>議案第9号について終了します。</p> <p>日程第6、議案第10号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件、1件を議題とします。</p> <p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者は令和3年夏に整形外科内科クリニックを開業する予定です。</p>
-------	---	---

		<p>昨年5月総会でクリニックと調剤薬局の農転申請について審議され、6月16日付けで許可が下りた案件で、申請者の妻が調剤薬局を開業する予定でしたが、コロナ禍により子育てしながら薬局開業準備を行うことが困難と判断し8月に許可の取消をしました。</p> <p>令和3年夏のクリニック開業に向けて、新型コロナウイルス感染拡大防止の点から保健所に相談したところ、公共交通機関での来院ではなく、車での来院を想定すると駐車場の駐車台数が少ないのではないかと指摘があり、また調剤薬局を取消し院内薬局としたため薬剤師の駐車場等も不足することから今回の計画変更申請に至っています。</p>
	議長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。
	4番委員	3月11日に1番委員と事務局の4人で現地確認を行いました。
		申請地は隣接のクリニックの建設に伴い、一部に砂利が入っている状況でしたが、管理上は問題が無いと思います。
	議長	地元委員さんは現地調査を行った4番委員です。
	7番委員	質疑はありますか。
		取消した駐車場分も含めたクリニックに変更申請という内容なのか。追加申請ではないのか。
	事務局	現在はクリニックが建築中で、その計画変更の申請です。
	議長	他に質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
	全委員	異議なし。
	議長	異議なし賛成により、議案第10号の案件につきましては原

<p>日程第 7</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>4 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>議案第 10 号について終了します。</p> <p>日程第 7、議案第 11 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件、2 件を議題とします。</p> <p>1 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>令和 3 年 2 月に農転 5 条申請許可が下りた工場については、借人が工場の新築工事を請け負うことになり 4 月から着工する予定です。</p> <p>工事期間中は延べ 3,000 名もの現場作業員が従事する予定で、ピーク時には約 40 名の作業員が現場従事するため、車両乗合やバス等を利用しても、作業員の通勤車両は最低 20 台が必要になります。</p> <p>駐車場スペースを確保するため、既存の駐車場を中心に 10 か所以上探しましたが、どこも空き台数が無い状況で、貸人から承諾を得て申請地に駐車場を一時転用で建設することになりました。</p> <p>農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>3 月 11 日に 1 番委員、事務局 2 人の 4 人で現地調査を行いました。申請地へは道路が建設されたばかりの状態、近くまで行くことが出来ず遠くからの確認になりましたが、特に問題はありませんでした。</p> <p>地元委員さんは 3 番委員ですが、今回は欠席の番のため、同じ地区の委員は現地調査を行った 4 番委員です。</p>
--------------	--	--

	<p>全 委 員 議 長</p> <p>全 委 員 議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、議案第 1 1 号の 1 番の案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第 1 1 号の 1 番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>2 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者は現在、さいたま市西区の賃貸物件に住んでいますが、子供が生まれ、それに伴い家財等が増え手狭な状態のため、自己用住宅の建築を計画しています。</p> <p>申請者は蕨市の勤務地まで車で通勤できること、将来、介護が必要になることが予想されるので、ふじみ野市内の両親の実家から近いこと、車が来客用含めて 2 台分を確保できる場所を条件として、ふじみ野市内の市街化区域内で適地を探したが見付からず、義父に相談したところ、義父が所有する農地を貸してもらおうことの同意を得ました。</p> <p>申請地は妻の実家から近く、隣地には妻の兄の家が立地しているため、緊急の場合にも直ぐに対応することができます。</p> <p>農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。</p> <p>なお、第 1 種農地は農地転用が原則不許可になりますが、集落に接続しているため第 1 種農地の例外基準は満たしています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p>
--	--	--

日程第 8	4 番委員	<p>3月11日に1番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p> <p>多少の草は生えていましたが、農地としては問題が無く、既にセットバックがされています。</p>
	議 長	<p>地元委員さんは16番委員ですが、今回は欠席の番のため不在なので私が説明します。</p> <p>現地調査の報告のとおり、特に問題は無いと思います。</p>
	議 長	<p>質疑はありますか。</p>
	全 委 員	<p>なし。</p>
	議 長	<p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p>
	全 委 員	<p>異議なし。</p>
	議 長	<p>異議なし賛成により、議案第11号2番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>議案第11号について終了します。</p>
	議 長	<p>日程第8、議案第12号 農用地利用集積計画の利用権設定について、1件を議題とします。</p>
	事 務 局	<p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>借人は川越市下赤坂在住であり、経営面積2ヘクタール以上所有しています。</p> <p>主たる経営作物はにんにく、玉ねぎ、じゃがいも、エシャレットであり、農業従事日数は300日と熱心に農業を営んでいます。</p> <p>作付計画は野菜であり既に現地はエシャレットが作付けされており、農地利用集積計画の利用権設定を10年の期間で設定するための申請です。</p>
	議 長	<p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお</p>

日程第9	4番委員	<p>願います。</p> <p>3月11日に1番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p>
	議長	<p>申請地はエシャレットが半分以上作付けされており、農地として管理されています。</p>
	全委員	<p>地元委員さんは3番委員ですが、今回は欠席の番のため、同じ地区の委員は現地調査を行った4番委員です。</p>
	議長	<p>質疑はありますか。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p>
	全委員	<p>異議なし。</p>
	議長	<p>異議なし賛成により、議案第12号の案件につきましては原案のとおり決定します。</p>
	議長	<p>議案第12号について終了します。</p>
	議長	<p>日程第9、議案第13号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について1件を議題とします。</p>
事務局	<p>案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>	
事務局	<p>議案書朗読、説明。</p>	
事務局	<p>生産緑地法では買取り申出できる条件として、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合、農業の主たる従事者が死亡した場合、及び農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさせる故障が生じた場合の3つがあり、本案件は主たる従事者の死亡によるものです。</p>	
事務局	<p>今回の案件は申出人の母が死亡したことが買取り申出する条件になります。</p>	
事務局	<p>今後の流れについて、主たる従事者証明について承認されると、買取り申出者は市に対して買取り申出を行い、市が公園及</p>	

	<p>議長</p> <p>4番委員</p> <p>議長</p> <p>全委員</p> <p>議長</p> <p>全委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>び緑地等として買取りしない場合は農業委員会へ斡旋の申出を行い、希望が無い場合は生産緑地が解除されます。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>3月11日に1番委員と事務局の4人で現地確認を行いました。</p> <p>現地はきれいに整地されており、何も問題はありません。</p> <p>地元委員さんは5番委員ですが、本日は欠席の番です。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、議案第13号の案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第13号の案件につきましては原案のとおり決定します。</p> <p>議案第13号について終了します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和3年第3回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後2時21分)</p>
--	---	--